Covenant of Mayors
for Climate & Energy JAPAN
世界首長誓約／日本

脱炭素促進グリーン
補助はじめました！

地球温暖化対策として、CO2 の排出量を低減させる設備の設置費用を補助します。

1．補助対象

① 市内に自ら居住する住宅に、**住宅用定置型リチウムイオン蓄電池**を設置する方

② 市内に自ら居住する住宅に、**次世代自働車用普通(急速)充電設備**を設置する方

③ 市内に有する事業所に、**次世代自動車用急速充電設備**を設置する法人

※利用者を限定せず、市民等が一般に利用することが可能であるものに限る

④ **地球環境保全活動**に取り組む市民団体

※清掃、植栽活動のみを目的とするものを除く

2．補助額

住宅用定置型リチウムイオン蓄電池：上限 **10万円**（予定件数 20 件）

次世代自動車用普通(急速)充電設備：上限 **10万円**（予定件数 20 件）

次世代自動車用急速充電設備（法人に限る）：上限 **50万円**（予定件数 5 件）

地球環境保全活動団体：上限 **5万円**（予定件数 10 団体）

3．申請受付期間

令和3年8月2日(月)から生活環境課窓口にて受付開始

※申請件数が予定件数に達した場合は、その日をもって受付を終了します

詳しくはこちら

お問い合わせ先
宇佐市役所 市民生活部 生活環境課環境保全係
☎ 0978-27-8132

宇佐市　地球温暖化　補助金　検索

手続きの流れ（蓄電池・充電設備）

申請者		宇佐市
①申請書の提出	→ 申請書＋添付書類 →	申請書の受理
		↓
		審　査
		交付の対象決定
②決定通知書受領	← 交付・不交付決定通知書 ←	交付決定通知書発送
③着工		
④補助対象設備の設置完了		
⑤実績報告書の提出	→ 報告書＋添付書類 →	報告書の受理
		↓
⑥確定通知書受領	← 交付額決定通知書 ←	交付額確定通知書
⑦請求書の提出	→ 請求書＋通帳の写し →	請求書受理
⑧補助金の受領	← 指定された口座へ振り込み ←	補助金交付

・申請前に設置工事に着手しているもの、中古品を設置するものは補助対象外です。

・令和３年度内に完工・実績報告書を提出できる工事に限り補助対象です。

手続きの流れ（地球環境保全活動）

申請団体		宇佐市
①申請書の提出	→ 申請書＋添付書類 →	申請書の受理
		↓
		審　査
		交付の対象決定
②決定通知書受領	← 交付・不交付決定通知書 ←	交付決定通知書発送
③補助対象事業の実施		
④実績報告書の提出	→ 報告書＋添付書類 →	報告書の受理
⑤確定通知書受領	← 交付額決定通知書 ←	交付額確定通知書
⑥請求書の提出	→ 請求書＋通帳の写し →	請求書受理
⑦補助金の受領	← 指定された口座へ振り込み ←	補助金交付

・市内に活動拠点を有し、原則として５人以上で構成される団体に限る。

・令和３年度内に実績報告書を提出できる事業に限り補助対象です。